

障 発 1 2 1 8 第 4 号

平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「障害者に対する航空旅客運賃の割引について」の一部改正について（通知）

身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る航空旅客運賃の割引については、「障害者に対する航空旅客運賃の割引について（通知）」（平成 30 年 9 月 21 日障発 0921 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。）によって、周知しているところです。

今般、一部の航空運送事業者において、新たに精神障害者に対して航空旅客運賃の割引制度が適用されるとともに、身体障害者及び知的障害者に対する割引についても、障害の程度に関わらず手帳を提示できる者全員に対して、介護者 1 名まで割引を適用することになりました。

これに伴い、通知を別添のとおり改正することとし、当該新旧対照表のうち、天草エアライン（株）に係る部分については平成 30 年 12 月 22 日搭乗分（同年 10 月 22 日予約受付分）から適用し、その他の航空運送事業者に係る部分については平成 31 年 1 月 16 日予約受付分から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、円滑な施行に特段のご協力をお願いいたします。

なお、当該その他の航空運送事業者が平成 31 年 1 月 16 日までに発券した場合であっても、同日以降の申出により適用される場合があるので、詳細については、各航空運送事業者に問い合わせただく必要があります。

また、本通知については、国土交通省と協議済みであることを申し添えます。

(傍線の部分は改正部分)

改正後（新）	改正前（旧）
<p>別紙</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 割引運賃の適用区間</p> <p>1 (略)</p> <p>2 精神障害者について</p> <p>割引運賃の適用区間は、日本航空（株）、日本トランスオーシャン航空（株）、日本エアコミューター（株）、琉球エアークომューター（株）、(株)ジェイエア、(株)北海道エアシステム、全日本空輸（株）、ANAウイングス（株）、スカイマーク（株）、(株)ソラシドエア、(株)スターフライヤー、アイベックスエアラインズ（株）、オリエンタルエアブリッジ（株）及び天草エアライン（株）の定期航空路線の国内線全区間とする。</p> <p>第3 割引運賃の適用範囲</p> <p>1 身体障害者について</p> <p>(1) 次の①又は②の身体障害者が介護者（航空運送事業者が介護能力があると認める満12歳以上の旅客で、割引運賃の対象となる障害者と同時に同一区間を利用するものをいう。以下同じ。）と共に、又は単独で利用する場合に、当該身体障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者で、同手</p>	<p>別紙</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 割引運賃の適用区間</p> <p>1 (略)</p> <p>2 精神障害者について</p> <p>割引運賃の適用区間は、日本航空（株）、日本トランスオーシャン航空（株）、日本エアコミューター（株）、琉球エアークომューター（株）、(株)ジェイエア及び(株)北海道エアシステムの定期航空路線の国内線全区間とする。</p> <p>第3 割引運賃の適用範囲</p> <p>1 身体障害者について</p> <p>(1) 次の①又は②の身体障害者が介護者（航空運送事業者が介護能力があると認める満12歳以上の旅客で、割引運賃の対象となる障害者と同時に同一区間を利用するものをいう。以下同じ。）と共に、又は単独で利用する場合に、当該身体障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者で、同手</p>

帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第二種と記入されているもの(以下「第二種身体障害者」という。)(日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアークミューター(株)、(株)ジェイエア、(株)北海道エアシステム、全日本空輸(株)、ANAウイングス(株)、スカイマーク(株)、(株)ソラシドエア、(株)スターフライヤー、アイベックスエアラインズ(株)、オリエンタルエアブリッジ(株)及び天草エアライン(株)を利用する者に限る。)

(2) (略)

2 知的障害者について

(1) 次の①又は②の知的障害者が介護者と共に、又は単独で利用する場合に、当該知的障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

① (略)

② 療育手帳の交付を受けている満12歳以上の知的障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第二種と記入されているもの(以下「第二種知的障害者」という。)(日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアークミューター(株)、(株)ジェイエア、(株)北海道エアシステム、全日本空輸(株)、ANAウイングス(株)、スカイマーク(株)、(株)ソラシドエア、(株)スターフライヤー、アイベックスエアラインズ(株)、オリエンタルエアブリッジ(株)及び天草エアライン(株)を利用する者に限る。)

(2) (略)

3 (略)

第4・第5 (略)

帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第二種と記入されているもの(以下「第二種身体障害者」という。)(日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアークミューター(株)、(株)ジェイエア及び(株)北海道エアシステムを利用する者に限る。)

(2) (略)

2 知的障害者について

(1) 次の①又は②の知的障害者が介護者と共に、又は単独で利用する場合に、当該知的障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

① (略)

② 療育手帳の交付を受けている満12歳以上の知的障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第二種と記入されているもの(以下「第二種知的障害者」という。)(日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアークミューター(株)、(株)ジェイエア及び(株)北海道エアシステムを利用する者に限る。)

(2) (略)

3 (略)

第4・第5 (略)